

認定こども園倉吉幼稚園 園則兼運営規定

(事業所の名称等)

第1条 学校法人倉吉幼稚園が設置する認定こども園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 認定こども園倉吉幼稚園
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市仲ノ町 742 番地 1

(目的)

第2条 認定こども園倉吉幼稚園（以下「本園」という。）は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守し、学齢未満の乳幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(運営方針)

第3条 本園は、前条の目的を実現するために保育・教育課程を編成し、次の各号に掲げる目標の達成に努める。

- (1) 健康安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (2) 園内に於いて集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と自主及び自立の精神の芽生えを養う。
- (3) 身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養う。
- (4) 言葉の使い方を正しく導き、童話・絵本などに対する興味を養う。
- (5) 音楽・遊戯・絵画その他の方法により創作的表現に対する興味を養う。

第4条 保育の内容は、内閣府・文部科学省・厚生労働省認定こども園教育・保育要領に準拠して本園の保育・教育課程の定めるところによる。

第5条 本園は、保育の提供にあたって、入園する乳児と幼児（以下「乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう次の各号に掲げる事項に努める。

- (1) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- (2) 乳幼児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て支援を行うよう努める。
- (3) 運営に際しては、関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

(定 員)

第6条 本園の認可定員は、170名とし乳幼児年齢により学年及び学級に分けて保育する。

第7条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条1項各号に掲げる区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども 45名
(保育を必要としない3歳以上児。以下、「1号認定子ども」という。)
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども 45名
(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。)
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども 51名
(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)
- (4) 3号認定子どものうちの満1歳未満の子ども 9名

(提供する教育・保育等の内容)

第8条 本園は、関係法令に基づき、以下に掲げる保育及びその他の便宜の提供を行う。

- (1) 本規程13条に規定する時間において保育を提供する。
- (2) 本規程13条に規定する時間以降並びに12条(4)に規定する長期休業日に保育の提供が必要な場合において、預かり保育及び延長保育を行う。
 - ①平日預かり保育並びに延長保育利用料を200円とする。
 - ②土曜日及び代休日預かり保育利用料を400円とする。
 - ③長期休業日預かり保育利用料650円の内訳は、利用料400円と副食費225円
主食費25円とする。
 - ④新2号認定児及び2号認定児は、副食費・主食費を徴収する。
 - ⑤3号認定児は、主食費のみを徴収する。
- (3) 外部業者への委託により、自園調理の給食及びおやつの提供を行う。
 - ①給食費月額5,000円の内訳は、副食費4,500円と主食費500円とする。
 - ②副食費徴収免除児は、主食費のみを徴収する。
 - ③給食費の徴収は、長期休業日及び年長児の3月分のみを日割徴収とする。
- (4) 希望者へ自園所有の園バスによる送迎を外部業者委託により行う。(利用料月額 2,000円)
- (5) 本園に在籍しない満1歳以上の幼児の保護者が何らかの理由により一時的に保育利用を必要とした場合、別に定める利用料等の規定により、一時保育を行う。
- (6) 地域の子育て支援事業として、毎週金曜日10時より未就園児教室「くらっぷいひろば」を開催する。但し、通常の保育に支障ある場合及び長期休業期間中は開催しない。
 - ①「くらっぷいひろば」利用者からは、年会費500円を徴収する。
- (7) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律に準じ、次の通りとする。

- (1) 園長 1名 (常勤専従)
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長 1名 (常勤保育教諭兼任)
副園長は、園長を助け、命を受けて園務並びに園児の教育及び保育をつかさどり、園長に事故ある時は職務を代行すると共に必要に応じて保育補助の任にあたる。
- (3) 主幹保育教諭 2名 (常勤保育教諭兼任)
主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどると共に必要に応じて保育補助の任にあたる。
- (4) 指導保育教諭 若干名 (常勤保育教諭兼任)
指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の安全及び充実のために必要な指導助言を行う。
- (5) 保育教諭 若干名 (常勤及び非常勤)
保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- (6) 上記職員の他、必要に応じて事務職員、講師及び看護師等を置くことができる。

(学年及び学期)

第 10 条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わり、3学期制とする。

(保育を提供する日)

第 11 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(保育を提供しない日)

第 12 条 保育を提供しない日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日、祝祭日
- (2) 盆休業日（8月13日～8月15日）、年末年始休業日（12月29日～1月3日）
- (3) 特別な事情により、園長が特に必要と認めた日
- (4) 1号認定子どもについては、学年始（概ね4月1日～4月7日）、夏季（概ね7月25日～8月31日）、冬季（概ね12月24日～1月7日）、学年末（概ね3月25日～3月31日）の長期休業日を設ける。

(保育を提供する時間)

第 13 条 保育を提供する時間は、市町村の認定する保育必要時間の区分により、次の通りとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る保育時間は、10時から15時までとし、何らかの理由により15時を超えての保育が必要な場合は、一時預かりとし別途利用料を徴収する。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間は、8時から16時までとし、何らかの理由により16時を超えての保育が必要な場合は、延長保育とし別途利用料を徴収する。
- (3) 保育標準時間認定に係る保育時間 7時30分から18時30分まで
- (4) 開所時間は7時30分から18時30分までとし、乳幼児受け入れは、保育必要時間の認定にかかるわらず開所時間より行う。

(利用者負担とその他の費用)

第 14 条 本園の保育を利用した支給認定保護者は、次に掲げる費用を本園に支払うものとする。

- (1) 支給認定保護者が、その支給認定を受けた市町村が定めた別表に掲げる各市町村別の利用者負担金（保育料）とする。また、満3歳児の1号認定児並びに3歳以上児の保育料は無償として、各市町村から法定代理受領する。
- (2) 本規程第8条（2）に規定する預かり保育利用料、延長保育利用料。
- (3) 1号・2号認定子どもの保育に係る、以下の費用を毎月徴収。

給食費 5,000円（主食費 500円・副食費 4,500円）、教材費 1,100円、行事費 1,000円、施設設備費 1,000円、学級費 400円	合計 8,500円
---	-----------

- (4) 3号認定子どもの保育に係る、以下の費用を毎月徴収。

主食費 500円、教材費 600円、施設設備費 500円、行事費 500円、学級費 400円	合計 2,500円
--	-----------

- (5) P T A会費（月額 350円）

- (6) 物品購入等に係る、以下の実費を隨時徴収。

制服等代金、保育用品代金、日本スポーツ振興センター共済掛金、鳥取県私立学校協会費、鳥取県私学振興会費、鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会費、全日本私立幼稚園連合会負担金、諸検査代金、園バス利用料、PTA新聞等
--

第 15 条 保育料等の支払いは原則として、預金口座から毎月25日の指定口座振替日に保育料等納金相当額を引き落とすものとする。

第 16 条 保育料等、支払い義務がある費用に、一定期間以上の滞納が生じ、本園理事会が必要と認めた場合においては、新しく連帯保証人との保証契約を締結することができる。

(保育利用の開始)

第 17 条 保育利用希望に際しては、保育利用希望者が在住する市町村の定める「支給認定申請書兼入所申込書」に必要書類を添付し本園又は市町村窓口に提出し、以下の手順でこれに応じるものとする。

- (1) 1号認定子どもの保育利用希望に際しては、本規程第15条に規定する書類が本園に提出された後、本園の審査を経て、これに応じるものとする。
- (2) 2号及び3号認定子どもの保育利用に際しては、本規程第15条に規定する書類が本園又は市町村窓口に提出された後、市町村からの保育実施についての委託を受けたとき、これに応じるものとする。
- (3) 保育利用が決定した時には、本園と利用者の間に書面をもって利用契約を交わすものとする。

(保育利用の終了)

第 18 条 以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 小学校に就学したとき。
- (2) 2号及び3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

第 19 条 退園の際には、所定の様式による退園届により本園に届け出るものとする。

第 20 条 本園で保育を受け、卒園を迎えた幼児には、卒園証書を授与する。

(入園選考方法)

第 21 条 保育利用希望者が入園を希望し、1号・2号・3号の各認定区分に係る利用定員を超える場合においては、以下の選考方法により選出する。

- (1) 1号認定子どもの選考は、園の理念及び方針を理解し、子どもたちの未来の幸せを願い、園と共に成長を願う保護者の子どもであることを基準とし、面接等を実施しこれを選出する。
- (2) 2号・3号認定子どもの選考は、市町村の定める選考基準に準じて選出するものとする。
- (3) 各認定区分に係る利用定員を超える場合においても若干名の入園を許可できるものとする。
- (4) 本園は、保育利用について各市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

(緊急時における対応)

第 22 条 保育提供時に、乳幼児に病状の急変、その他事故等緊急事態が生じたときは、別に定めるマニュアルに基づき、速やかに園医又は、乳幼児のかかりつけ医に連絡するなどし、保護者への連絡も併せ、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故の状況やその処置について記録するとともに、事故発生原因を追究し、再発防止策を講じるものとする。
- 3 保育提供中、賠償すべき事故が発生した場合には、日本スポーツ振興センター災害共済給付により損害賠償を行うことを原則とする。

(非常災害対策)

第 23 条 非常災害に備え、消防計画及び防災マニュアルを作成し、防火管理者並びに安全教育の担当者を置き、毎月1回の避難訓練又は防災訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 24 条 乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止担当者を置き、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情申し立てに係る措置)

第 25 条 本園に対し、本園保護者及び第三者より苦情申し立てがあった場合には、別に定める本園苦情処理規程により対処するものとする。

(記録の整備と保管年数)

第 26 条 保育の提供に係る記録及び帳簿を整備し、その完結の日から別表に定める年限において保管するものとする。

(保健・衛生・安全管理)

第 27 条 乳幼児には、入園前の健康診断のほか、少なくとも年 2 回の定期健康診断及び年 1 回の歯科検診を実施し、健康診断簿に記録しておくものとする。

- 2 職員の健康診断は年 1 回以上、乳児担当保育教諭及び給食関係者の検便は、毎月実施するものとする。
- 3 乳幼児が、疾病又は事故により欠席する際には、その旨を届け出るよう通知する。
- 4 法定伝染病等に罹患した乳幼児は、医師の許可あるまで登園してはならない旨を通知する。
- 5 乳幼児が安定した生活をするために、保健・衛生・安全を考慮するとともに、安全点検を行うなど、危険防止に十分な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 28 条 保育の提供に係って、本園が取得した乳幼児及びその保護者の情報及び記録は、厳重に管理し、漏洩、流用等しないものとする。ただし、必要により情報提供を求められ、支給認定保護者から同意を得た場合は、この限りではないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 29 条 本園の適切な管理運営に資するため、評議員会において、教育・保育、子育て支援及び運営に関する評価を行い、これを公開するものとする。

附 則

第 30 条	この規則は、昭和 35 年 8 月より実施する。(保育料 昭和 37 年 4 月 昭和 38 年 4 月 昭和 40 年 4 月 昭和 42 年 4 月 昭和 46 年 4 月 昭和 48 年 4 月 昭和 49 年 4 月 昭和 50 年 4 月 昭和 51 年 4 月 昭和 52 年 4 月 昭和 53 年 4 月 昭和 55 年 4 月 昭和 56 年 4 月 昭和 57 年 4 月 昭和 58 年 4 月 昭和 59 年 4 月	一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	(保育料月額 700 円) 1,000 円) 1,300 円) 1,500 円) 2,000 円) 2,500 円) 2,800 円) 3,300 円) 4,300 円) 5,000 円) 5,500 円) 6,000 円) 6,500 円) 7,200 円) 8,000 円) 8,500 円) 9,000 円)
--------	--	--	--

昭和 60 年 4 月	一部改正	(保育料月額 9,500 円)
昭和 61 年 4 月	一部改正	(保育料月額 10,000 円)
昭和 63 年 4 月	一部改正	(保育料月額 10,500 円)
平成 元年 4 月	一部改正	(保育料月額 13,000 円)
平成 4 年 4 月	一部改正	(保育料月額 14,000 円)
平成 6 年 4 月	一部改正	(保育料月額 14,500 円)
平成 7 年 3 月	一部改正	収容定員及び休業日に係る園則変更 (保育料月額 15,000 円)
平成 7 年 4 月	一部改正	休業日に係る園則変更 (保育料月額 16,000 円)
平成 7 年 8 月	一部改正	休業日・入園日・満 3 歳児受入・私立幼稚園第 3 子子育て支援事業変更
平成 9 年 4 月	一部改正	(保育料月額 17,000 円)
平成 13 年 6 月	一部改正	第 4 条・第 6 条・第 8 条 (保育料月額 18,000 円)
平成 16 年 4 月	一部改正	認定こども園とする・1 歳児保育園設置に伴うもの・入園基準追加等 (1 歳児保育料月額 28,000 円)
平成 20 年 5 月	一部改正	不具合表現部分の訂正
平成 22 年 4 月	一部改正	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う運営規程との統合
平成 23 年 10 月	改 正	施設名称・利用定員変更 利用定員変更・職員の職種変更 幼児教育・保育無償化施行による 第 8 条・第 14 条改正及び不具合表現の改正
平成 24 年 4 月	一部改正	時間外保育料金の改定 その他の費用徴収に係る改正
平成 27 年 3 月	改 正	第 14 条(6) 実費の隨時徴収費目の改定 第 17 条(3) 保育利用契約書の発行
平成 28 年 4 月	一部改正	第 8 条(2) ②土曜日・代休日保育利用料の変更 第 8 条(3) ③給食費日割り徴収月の変更
平成 29 年 4 月	一部改正	第 9 条(3) 主幹保育士人数の変更
令和 元年 9 月	一部改訂	第 15 条指定口座振替日の変更
令和 2 年 4 月	一部改訂	
令和 3 年 4 月	一部改訂	
令和 4 年 4 月	一部改訂	